

8 SDGs保証

SDGsに取り組む方を対象に、通常より0.1%低い保証料率でご利用いただける保証制度です。

資格要件	(1)～(6)のすべてに該当し、SDGsの取組みを行っていく中小企業者(法人/青色申告である個人) (1)業歴を1年以上有し、1期以上の確定申告を行っていること (2)営業上必要な許認可等を有し、適法に事業を営んでいること (3)納期限の到来した税金(所得税・法人税・事業税等)について滞納がないこと (4)保証協会の保証付き融資について延滞等の債務不履行がないこと (5)保証協会の求償権先で、協会に対する求償債務が残っていないこと (6)金融機関の債務者区分が「正常先」または「要注意先」(要管理先は除く)であること ただし、信用格付を取得していない先については、正味資産が債務超過でないこと
資金用途	事業資金(運転・設備・返済) ※既往の本提携保証以外の返済資金及び不動産購入に係る資金は除きます。
保証限度額	3,000万円 ※運転資金(既往の本提携保証を含む)は、申込直前期の平均月商3ヶ月以内とします。
保証期間	10年以内(据置期間1年以内)
保証割合	責任共有対象(80%保証)
貸付金利	金融機関所定利率
返済方法	均等分割返済
担保	不要
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要 ※一定の要件を満たす場合に経営者保証を不要とする取り扱いが可能です。 詳細は「 経営者保証を不要とする取り扱いについて 」をご覧ください。
保証料率	年0.35%～年2.25% ※会計参与設置会社割引0.1%の適用あり
必要書類	・所定の申込書類一式 ・SDGs宣言書
備考	・本制度は提携保証制度となります。ご利用可能な金融機関については「 提携保証覚書締結金融機関一覧 」をご確認ください。

※上記は制度の概要となります。

保証制度に関する詳細は、保証協会本所または、支所の各担当窓口までご照会ください。